

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題①】 総合型確定給付企業年金基金における「合意された手続業務（AUP）」の導入について	P1
【本題②】 「非継続基準」抵触時の特例掛金の設定方法の改正について	P5
【コラム】 確定給付企業年金における財政運営基準の改正について② ～新基準導入時の財政計算～	P6

**総合型確定給付企業年金基金における
「合意された手続業務（AUP）」の導入について**

1. はじめに

2018（平成 30）年 4 月 20 日に開催された第 20 回社会保障審議会企業年金部会において、総合型確定給付企業年金基金（総合型 DB 基金）における会計の正確性の確保について議論されたことを受けて、同年 4 月 27 日、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）の改正案がパブリックコメント手続きにより公開されました。今回は、改正案の内容についてご案内いたします。

2. 社会保障審議会企業年金部会における「監査のあり方」に係る議論の経緯

社会保障審議会企業年金部会において監査のあり方が最初に議論されたのは、第 13 回会合（2014（平成 26）年 12 月 15 日開催）でした。この時は、企業年金のガバナンス（統治）というテーマの下、検討すべき事項として、①組織・行為準則、②執行状況の監査等、③資産運用ルール、④加入者への情報開示、の 4 点が提示されました。

2015（平成 27）年 1 月 16 日に公表された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」では、監査のあり方について、「基金型 DB（企業年金基金）では監事による監査等が行われているが、会計のように専門性の高い分野については、開示される財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」との見解が示されました。

第 17 回会合（2016 年（平成 28）年 4 月 28 日開催）および第 18 回会合（同年 6 月 14 日開催）では、単独事業主およびグループ企業で設立されている単独型・連合型 DB 基金では監査を義務づける必要はないとされた一方、資本関係や人的関係のない複数事業主で設立されている総合型 DB 基金については、各

＜図表 1＞ 社会保障審議会企業年金部会における「監査のあり方」に係る議論の経緯

年月日	出来事	内容
2014 年 12 月 15 日	第 13 回社会保障審議会企業年金部会	企業年金のガバナンスに関連する項目として「監査のあり方」が論点に上がる
2014 年 12 月 25 日	第 14 回社会保障審議会企業年金部会	
2015 年 1 月 16 日	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」公表	基金型 DB への外部監査の活用を提唱
2016 年 4 月 28 日	第 17 回社会保障審議会企業年金部会	総合型 DB 基金に限定した外部監査の導入を提唱
2016 年 6 月 14 日	第 18 回社会保障審議会企業年金部会	
2017 年 6 月 30 日	第 19 回社会保障審議会企業年金部会	合意された手続業務（AUP）の導入を提唱
2018 年 4 月 20 日	第 20 回社会保障審議会企業年金部会	合意された手続業務（AUP）の導入を了承

（出所）各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

事業主が DB 基金全体の会計の正確性を把握することが困難であるため、外部の専門家による会計監査の実施は一定程度効果があるとされ、導入に際しては、この効果がコストに見合っているかを考慮しつつ検討することとされました。

これを受けて、第 19 回会合（2017（平成 29）年 6 月 30 日開催）では、会計監査の導入に代わる手法として、公認会計士による合意された手続業務（AUP：Agreed upon procedures）の活用が新たに提案され、第 20 回会合（2018 年 4 月 20 日開催）において AUP の導入が了承されました。

3. 合意された手続業務(AUP)の概要

(1) AUP(Agreed upon procedures)とは

AUP (Agreed upon procedures) とは、実施者（公認会計士または監査法人）と依頼者との間で確認事項や調査手続等について事前に合意するとともに、当該合意に基づいた手続結果を公認会計士等が依頼者に報告する業務をいいます。

AUP では、通常の会計監査とは異なり、監査人が財務情報の適正性について「適正」あるいは「妥当」といった主観的な意見を表明するものではありません。あくまでも、事前に合意した確認内容について客観的に判断できる事項を「確認」するものです。会計監査と AUP の違いは図表 2 の通りです。

＜図表 2＞会計監査と「合意された手続業務(AUP)」との相違点

	会計監査	合意された手続業務(AUP)
業務の開始	公認会計士等が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠を入手することができるよう監査計画を作成	公認会計士等と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意
対象・範囲	監査基準に準拠するが、詳細は職業的専門家としての監査人の判断による	依頼者との間で事前に合意された事項
結果報告	財務情報の適正性を保証	合意された手続とその結果得られた事実についてのみ報告
費用	比較的高い	比較的安価で実施できる

（出所）第 20 回社会保障審議会企業年金部会「資料 1 総合型確定給付企業年金基金における会計の正確性の確保について」等を基に、りそな年金研究所作成。

(2) AUP の対象となる DB 基金

今般パブリックコメントにより公表された改正案では、貸借対照表（年金経理）の資産総額が 20 億円超の総合型 DB 基金を対象としています（20 億円を超えた決算の翌々年度決算から実施）。

なお、単独型・連合型の DB 基金ならびに資産総額 20 億円以下の総合型 DB 基金では、AUP の実施は任意とされているものの、内部統制の向上および会計の正確性の確保の観点からは、公認会計士や年金数理人等の専門家による支援を受けることが望ましいとしています。

(3) AUP の実施者

AUP の実施者は公認会計士または監査法人が原則とされていますが、一定の要件を満たせば、これら以外の者も実施者になることができます（図表 3）。ただし、AUP の対象となる総合型 DB 基金の理事・職員は対象外とされています。

＜図表 3＞AUP の実施者

原則	公認会計士または監査法人
例外	以下の要件その他これに準ずる要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の監査、財務報告に係る内部統制の監査、計算書類の監査またはこれに準ずる任意監査等に関する実務経験を有すること。 実務指針を熟知し、その内容を受託者に的確に説明でき、実務指針に準じて手続を実施できること。 監査の手法（例えば、残高確認状の送付手続や監査サンプリングの理論・手法）に精通していること。

（出所）改正通知案を基に、りそな年金研究所作成。

(4) AUP の対象範囲

AUP の実施に係る具体的手続は、AUP 実施者（公認会計士等）と AUP 依頼者（総合型 DB 基金）が個々の契約で定めることとなりますが、今般の総合型 DB 基金での AUP の実施に際しては、最低限実施すべきチェックポイントが改正通知で規定される予定です（図表 4）。

＜図表 4＞AUP のチェック項目およびチェックポイント

	チェック項目	チェックポイント	実施頻度 ^{※1}	サンプリング ^{※5}
業務経理関係	1 事務費未収掛金および掛金収入の正確性の確認	月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。	重点 2 重点 2	○
	2 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。 金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高は一致しているか。	毎期 毎期	
	3 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認	月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。	重点 2	
	4 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。 費用の計上日はその発生日となっているか。 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。	重点 2 重点 2 毎期	○ ○ ○
	5 貯蔵品（切手、印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。	毎期	
	6 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金金額は一致しているか。 年金経理からの繰入金と年金経理における業務経理への繰入金金額は一致しているか。	毎期 毎期	
掛金関係	7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。 ^{※2}	重点 1	○
		受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。 ^{※2}	重点 1	○
		受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。 ^{※2}	重点 1	○
		受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。 ^{※2}	重点 1	○
		掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。	重点 1	○
		調査決定し、納入告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。	重点 1	○
		納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。	毎期	○
	8 未収掛金および掛金収入の正確性の確認	債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。	重点 1	○
		掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。	重点 1	○
		預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。	重点 1	○
9 未収掛金の回収可能性の確認	収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。	毎期	○	
	月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 掛金収入のうち、標準掛金および補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。	重点 1 重点 1	○	
運用資産関係	10 運用資産の実在性および記帳の正確性の確認	資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	毎期	
	11 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）	運用資産に資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。	毎期	
給付関係	12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。	重点 2	○
		年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。 ^{※3}	重点 2	○
		退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。	重点 2	○
	13 給付支払金額の正確性の確認	裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書（給付額）は一致しているか。	毎期	○
		受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の金額は一致しているか。 ^{※4}	毎期	○
	受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。	毎期	○	
残高確認	14 残高確認状の送付と確認	受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。	重点 2	○
		出金実行報告書の金額と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の金額は一致しているか。	重点 2	○
		銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。	毎期	

※1 「毎期」は毎事業年度必ず実施する毎期手続、「重点 1」および「重点 2」は実施次年度以降ローテーションで交互に実施する重点領域。

※2 掛金に関する業務を外部に委託している場合のチェックポイントである。それ以外の場合は、掛金の調査・決定が正確であるか否か、または、調査・決定に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

※3 規約に基づく給付額の計算業務を外部に委託している場合のチェックポイントである。それ以外の場合は、規約に基づく給付額の計算が正確であるか否か、または、計算に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。

※4 受託機関の受託業務に係る内部統制の保証報告書を確認することにより対応可能。

※5 手続の対象となる母集団の数が多いため、サンプリングによりサンプルを抽出予定の手続。

（出所）改正通知案「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント（別紙 5 の 2）」等を基に、リソナ年金研究所作成。

なお、図表4の「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント（別紙5の2）」はあくまでも最低限のものであり、改正案では、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」等に基づくほか、図表5に掲げる項目についても実施することが望ましいとしています。

＜図表5＞AUPの実施が望ましいとされている項目

運用資産関係	ア	運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
	イ	資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
	ウ	自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
	エ	信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
	オ	運用資産の評価の妥当性の確認（時価等の入手が可能なもの）
	カ	自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認
掛金関係	キ	（未収掛金の入金時における）帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認
その他	ク	資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
	ケ	関連当事者取引の妥当性の確認

（出所）改正通知案「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント（別紙5の2）」を基に、りそな年金研究所作成。

（5）AUPにかかる費用

AUP実施に係るコストは、厚生労働省の試算では64万円から最大で87万円程度と推計されています。また、AUPの費用は、原則として業務経理から支出するものとされています。ただし、AUPの実施初年度において、①当初の想定以上にAUP実施の費用がかかってしまった場合や、②実施費用捻出のための事務費掛金の引上げ・徴収が間に合わず業務経理で不足が発生した場合など、やむを得ない事情がある場合には、年金経理に剰余がある場合に限り、年金経理から業務経理への繰入れによるAUP費用の支出が認められる見通しです。

4. むすびにかえて ～ AUPの導入スケジュールおよび今後の方向性

AUPの導入は、2019（平成31）年度決算から実施される見込みです。ただし、全面導入は総合型DB基金にとって大きな負担増となる懸念があることから、激変緩和措置として、2019年度は每期手続のみ実施し、2020（平成32）年度以降は「每期手続＋重点領域1」と「每期手続＋重点領域2」を交互に実施することとされています。

なお、厚生労働省では、AUPは「監事監査を補完するもの」と位置付けていますが、一方で、AUPの対象範囲すべて（每期手続＋重点領域1＋重点領域2＋推奨項目）の毎事業年度の実施や、将来的な会計監査の導入等も視野に入れており、AUP導入後もその動向について注視する必要があります。

＜ご参考資料＞

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0>

第20回社会保障審議会企業年金部会「資料1：総合型確定給付企業年金基金における会計の正確性の確保について」（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000204058.pdf

企業年金ノート2017年7月号（No.591）「確定給付企業年金のガバナンスについて ～第17回社会保障審議会企業年金部会における議論から～」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201707.pdf>

企業年金ノート2017年11月号（No.595）「確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改正について ～代議員選任基準および資産運用規制の見直し～」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201711.pdf>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

「非継続基準」抵触時の特例掛金の設定方法の改正について

1. はじめに

2018（平成 30）年 4 月 20 日に開催された第 20 回社会保障審議会企業年金部会では、確定給付企業年金の積立基準（継続基準・非継続基準）のあり方についても議論され、その結果、非継続基準に抵触した際の特例掛金の設定方法が見直されることとなりました。

これを受けて、同年 4 月 23 日付で確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年 3 月 5 日厚生労働省令第 22 号）の改正案が、同月 27 日付で「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）の改正案が、それぞれパブリックコメント手続きにより公開されました。本稿では、改正案の内容についてご案内いたします。

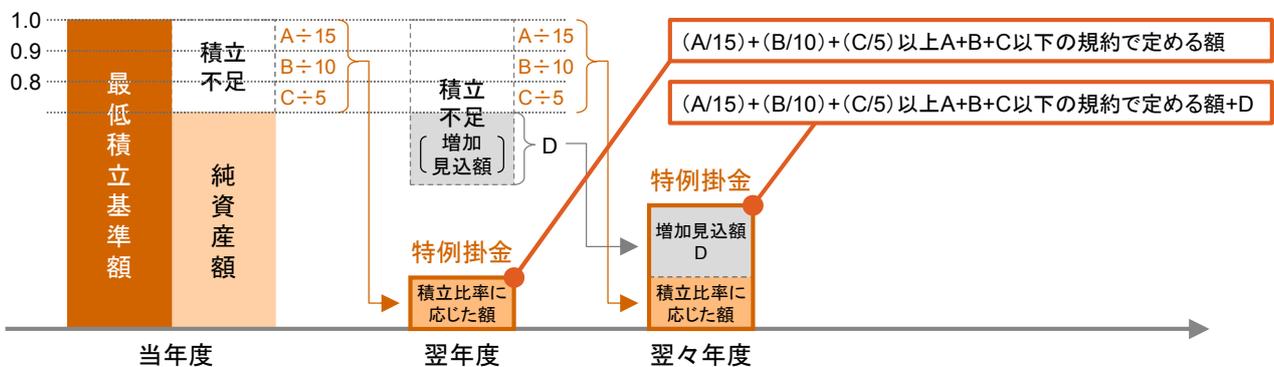
2. 積立比率方式における「積立不足の増加見込額」相当分の一括拠出に係る改正

非継続基準に抵触した際の特例掛金の設定方法には、積立比率に応じて必要な掛金を設定する「積立比率方式」と、回復計画を策定・提出する「回復計画方式」の 2 種類があります。このうち積立比率方式では、特例掛金の拠出開始を、①翌事業年度からまたは②翌々事業年度からのいずれかを選択できますが、②を選択すると、償却開始を 1 年遅らせたことにより生じる「翌年度の積立不足の増加見込額」相当分について一括拠出しなければならないため、①の方法と均衡を欠くとの指摘がありました（図表 1 上段）。

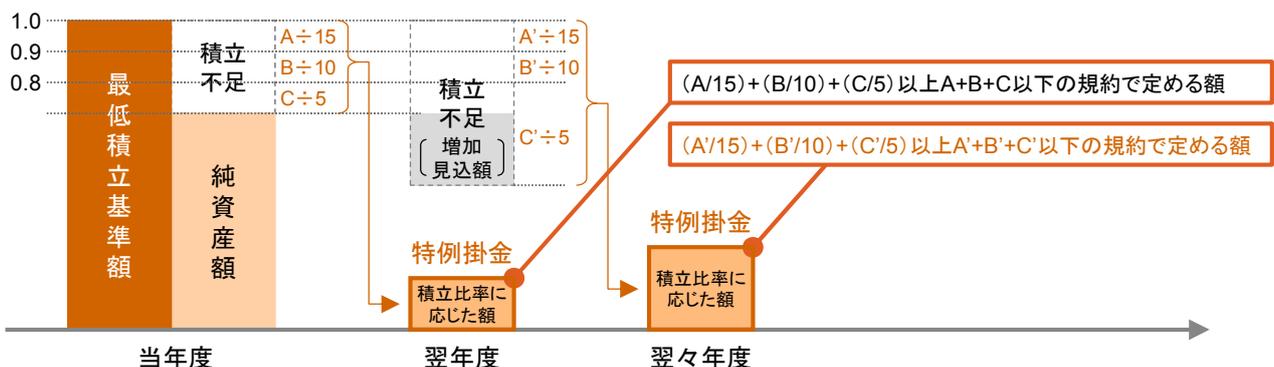
改正案では、翌年度の積立不足の増加見込額についても積立比率に応じた拠出が可能となるため、積立不足の増加が見込まれる局面では、翌々年度の特例掛金（の下限）は減少します（図表 1 下段）。逆に、翌年度の積立不足の減少が見込まれる局面では、翌々年度の特例掛金（の下限）は増加します。

＜図表 1＞積立比率方式の改正案のイメージ

◆ 現 行



◆ 改正案



（出所）改正省令案および通知案等を基に、りそな年金研究所作成。

3. 社会保障審議会企業年金部会における「DBの積立基準のあり方」に係る議論

今般の社会保障審議会企業年金部会で確定給付企業年金の積立基準のあり方が議題に上ったのは、企業年金連合会が2017（平成29）年12月14日に公表した「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」において、非継続基準の見直しを求めたことが背景にあるものと推察されます。同要望書では、前述の積立比率方式における掛金拠出の見直しに加えて、予定利率の算定基準の見直し等について要望されましたが、同部会において厚生労働省が示した論点は、図表2の通りでした。

＜図表2＞DBの積立基準のあり方に係る論点

DBの積立基準	継続基準と非継続基準の異なる性格に鑑みて、引き続き併用することが適当。
最低積立基準額の算定に用いる予定利率	下記の観点から、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではない。 ○現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、一時的な変動を緩和・除去する措置が以下の通り講じられている。 ・30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること ・上記基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていること ○最低積立基準額は、制度終了時の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものであること。

（出所）第20回社会保障審議会企業年金部会「資料2 確定給付企業年金の積立基準について」を基に、りそな年金研究所作成。

＜ご参考資料＞

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=0>

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0>

第20回社会保障審議会企業年金部会「資料2：確定給付企業年金の積立基準について」（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000204059.pdf

企業年金連合会「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」（企業年金連合会ホームページ）

https://www.pfa.or.jp/user_kaiin/chosakenkyu/yobo/kigyonenkin/files/yobo_h291214.pdf

（信託ビジネス部 年金推進企画グループ）

りそなコラム

確定給付企業年金における財政運営基準の改正について② ～ 新基準導入時の財政計算 ～

第91回のコラムのテーマは、前回に引き続き「平成29（2017）年1月政省令改正後の確定給付企業年金（DB）における財政運営基準」（以下「新基準」）に関する、ある信託銀行の新人営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

(前回からの続き)

B 課長：前は、新基準の適用時期と財政均衡の考え方について説明したよね。今回は、新基準導入時の財政計算について見ていこう。

A さん：なんだか難しそうですね。

B 課長：そんなことはないよ。実は、従来の財政計算とそこまで大きくは変わらないんだ。

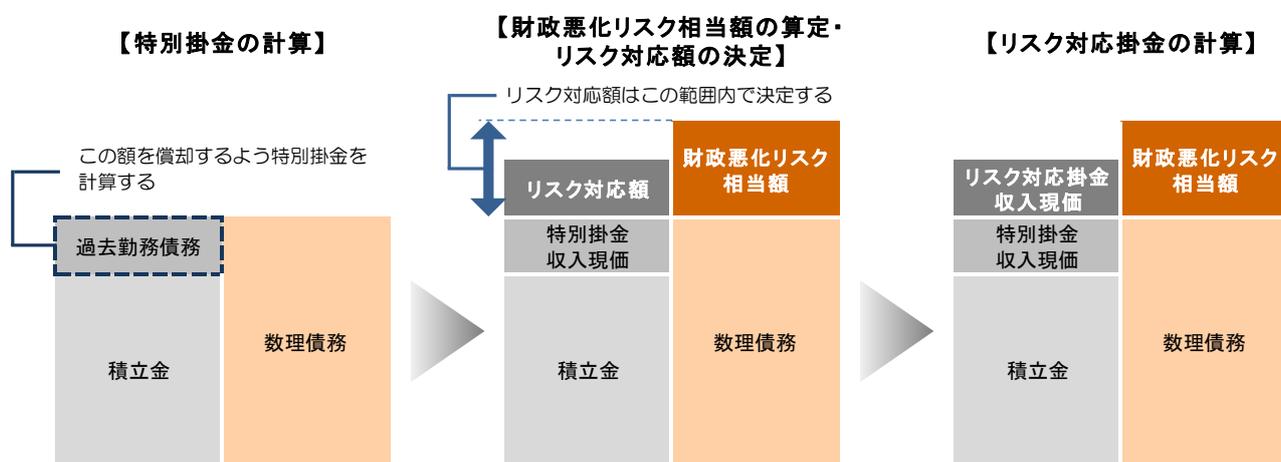
A さん：そうなんですか。では何が変わるんでしょうか。

B 課長：その前に、従来の財政再計算について確認しよう。C社は今回5年に1度の財政再計算の時期を迎えるんだよね。財政再計算では何を行うか説明できるかな。

A さん：基礎率を洗い替えて、掛金率を見直すことだと思います。

B 課長：そうだよね。従来の財政再計算で「掛金率を見直す」のは、標準掛金と特別掛金だったね。新基準では、リスク対応掛金の拠出も可能になったから、「財政悪化リスク相当額の算定」と、それに伴う「リスク対応掛金の計算」も行うことになったんだ。ただ、リスク対応掛金の拠出は任意だから、拠出しない場合にはリスク対応掛金の計算は不要になるよ。

◆リスク対応掛金の計算



A さん：たしかに、特別掛金の計算は今までと同じようですね。今回追加になった財政悪化リスク相当額の算定では、何か気を付けることはあるのでしょうか。

B 課長：財政悪化リスク相当額を算定するには、基本的に、資産区分ごとの資産残高が必要になるんだ（弊誌 2016 年 9 月号（No.581）コラムご参照）。この内訳は、当社で把握してないこともあるから、C社に準備していただく必要があるよ。また、特別算定方法を採用することになった場合は、算定に必要なデータを別途提出していただくことになるかもしれないから、その点も注意が必要だよ。あと、財政悪化リスク相当額は原則として次回の財政計算まで同じ額を使い続けることになるから、合わせて覚えておこう。

A さん：承知しました。C社には事前に案内しておきたいと思います。あと「リスク対応額」という用語を初めて聞いたんですが、これはどういうものなのでしょうか。

B 課長：財政悪化リスク相当額のうち、リスク対応掛金の拠出対象とした部分のことをいうんだ。リスク対応掛金は、財政悪化リスク相当額全額に対してだけでなく、一部について拠出することもできるので、拠出対象とした部分に名前がついているんだよ。

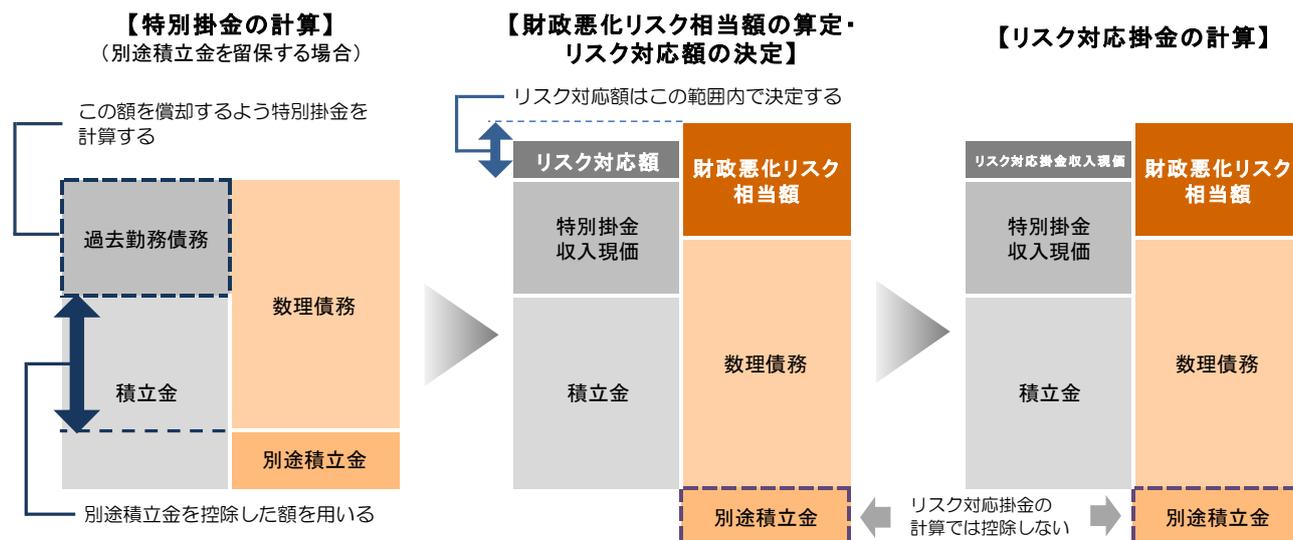
A さん：特別掛金という過去勤務債務みたいなものですね。ちなみにC社は、別途積立金も大きいのですが、これはあまり気にしなくてもいいのでしょうか。

B 課長：それはちょっと注意が必要だね。じゃあ別途積立金がある場合も確認してみようか。

A さん：特別掛金の計算は今までと同じようですが・・・あれっ、別途積立金がある場合は、リスク対応掛金の拠出できる範囲が狭くなっているみたいです。

B 課長：いいところに気が付いたね。特別掛金の場合には「別途積立金を留保する」ことができたよね。つまり、積立金から別途積立金を控除して特別掛金を計算することができたんだ。でも、リスク対応掛金の場合には「別途積立金を留保する」という考え方がないんだ。次ページの図でも、別途積立金を積立金から控除しないでリスク対応掛金を計算している様子が分かると思う。

◆リスク対応掛金の計算(別途積立金がある場合)



- A さん：なるほど。だから別途積立金の分だけ拠出できる範囲が狭まったんですね。でも、どうしてなのでしょう。少しでも多くの掛金を拠出した方が、財政の健全性につながると思うんですが。
- B 課長：リスク対応掛金は、将来の「給付」に充てるものではなく、将来発生する「リスク」に対応するものだからね。既に別途積立金が積み立てられている分については「リスク」に対応できているとして、拠出の対象外になっているんだと思うよ。
- A さん：そうすると、別途積立金が多い場合は、リスク対応掛金が拠出できないこともありうるということですね。でも、別途積立金を取り崩せば、リスク対応掛金をもっと拠出できるようになるんですね。
- B 課長：それはそうだけど、別途積立金を取り崩すと特別掛金が減少するから、特別掛金とリスク対応掛金の収入現価の合計で考えると、拠出できる範囲は変わらないよ。それに、リスク対応掛金は任意に拠出できる掛金だけど、一旦拠出を開始すると基本的には途中でやめることができないんだよ。掛金額を変更するにもいろいろと制約があるから、リスク対応掛金の拠出はメリット・デメリットをよく検討してからの方がいいよ。
- A さん：掛金の適用日までにはまだ時間があるので、よく検討してみます。
- B 課長：ただ、これまでの5年に1度の財政再計算に係る規約変更は「届出」だったから、規約変更日までに届け出れば良かったんだけど、リスク対応掛金を拠出・変更するときは、規約の「承認・認可の申請」が必要なんだ。だから、規約の適用日のおおむね2カ月前までに申請する必要があるから、リスク対応掛金を拠出する場合はスケジュールにも気を配るようにしよう。
- A さん：承知しました。気を付けたいと思います。あと、新基準移行後の財政決算についても合わせて説明しようと思うのですが、イメージがあまり湧いてなくて……。また教えていただけますか。
- B 課長：分かった。それは次回説明しよう(続く)。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 橋澤 辰也)

企業年金ノート 2018(平成30)年5月号 No.601

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>